

(別紙 2) 自己チェック資料

令和 2 年 5 月 27 日
厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課

民間競争入札実施事業
「労働保険加入促進業務」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

- 1 1 者応札の解消及び参入障壁を緩和するため、市場化テスト 3 期目となる平成 30～32 年度の入札において以下の対策を講じた。
 - ① 収益の確保に資するため、事業者任意の目標（参考値以上）の設定を義務付け
 - ② 収益の確保に資するため、インセンティブ（特別加入 1,000 円。目標設定なし）を追加
 - ③ 設備・研修費用等の削減、スキルの蓄積等を目的として、契約期間を 2 年から 3 年に延長
 - ④ 本部の設置要件を東京都内以外でも可能と緩和
 - ⑤ 本部の指導員数を 3 名以上から 1 名以上に緩和
 - ⑥ 入札公告期間を 50 日以上確保し、入札説明会を早期かつ複数回開催
 - ⑦ 過去の入札参加者及び関係団体等への積極的な周知

- 2 1 者応札の解消及び参入障壁を緩和するため、事業の分割（調達単位のブロック化）の要否について（市場化テスト第 2 期に引き続き）検討した結果は以下のとおりである。
 - ① ノウハウの共有化がブロック単位にとどまることにより、全国斉一の効果的・効率的な業務の遂行に支障が生ずること
 - ② 推進員には労働保険制度の知識が求められるが、そのスキル・資質にブロック間で差が生ずる可能性があること
 - ③ 分割単位によっては、実施可能な事業者が存在しない可能性が生ずること
 - ④ 事業者が存在しても、採算性・収益性が期待できない地域は応札者がなく、本事業を実施できない地域が生ずる可能性があること
 - ⑤ 地域の分割単位ごとに本部組織の管理費用が必要となり、経費が増加することこれらのことから、強制加入保険である労働保険の加入促進を全国斉一的に行うという事業の目的を果たせなくなるおそれがあり、調達単位のブロック化については困難であると考えます。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない理由について、本事業の特殊性・専門性等により実施可能な事業者が極めて限定されるものと考えているところであるが、その理由については以下のとおりである。

1 契約方式の変遷

平成25年度までは企画競争により、市場化テストの対象となった平成26年度第1期から第3期までの間は総合評価落札方式の一般競争入札により契約している。

2 実施可能な事業者が極めて限定される要因

労働保険は1人でも労働者を雇用している事業は全て適用対象であり、既に加わっている事業との公平性を確保するため、推進員は全国津々浦々に点在している労働保険が適用される可能性のある事業場を遍く訪問した上、認識がない事業主や適用に抵抗する事業主等に対して、強制適用としての労働保険制度のみならず、雇用形態によって労災・雇用保険の適用が異なること、労災・雇用保険の給付内容、業種によって異なる保険料率、納付すべき保険料額の試算、未加入のデメリット、労働局による職権成立手続等について、具体的かつ説得力のある説明等を行う必要がある。したがって、推進員には高度な専門性及びコミュニケーション能力が求められ、なおかつ推進員を管理する指導員にはより一層高度な専門性が求められる。

すなわち、本事業は、全国規模で実施する必要がある点、地域間で活動に差が生じないようにし、公平・公正性を確保する必要がある点、そして推進員及び指導員には労働保険に関する高度な知識が求められる点で極めて特殊かつ専門的な内容であり、労働保険に関して一定の知識を有する推進員及び指導員を全国規模で配置することが可能な事業者は、極めて限定されるものと考えられる。

3 調達要件の緩和

本事業の質を確保するためには競争性をより一層高めることが必要であるが、複数の応札者を確保するために過去3回の調達時に調達要件の緩和を行っている。これを踏まえると以下のように考える。

① 本事業は、全国規模で労働保険の知識を有する人員を調達する必要があるという特殊な事業内容であり、そのような事業者は極めて限られることから、調達要件を多少緩和しても1者応札を確実に解消することは困難と考える。

② 本事業の成果である調査説明件数や保険関係成立件数の増加は、個々の推進員の働きによるところが大きい。例えば、本事業の実施に当たり、公共交通機関網が整備されていない地域であっても、適用の可能性のある事業場が存在する場合には訪問して労働者の有無を確認し、労働者を雇用している場合には労働保険制度の説明及び加入勧奨を行うこととしている。

また、個々の推進員をコントロールする指導員の管理が充実している地域で好結果が出ている。そのため、本事業では、指導員が重要な役割を果たすとともに、質の高い推進員を確保しなければならない。これらの人員は事業者により確保されるため、事業者の質が求められることとなる。したがって、これ以上の要件緩和を行い、これらの人員を確保できない事業者が応札することは避けなければならない。一者応札の解消の目的は、複数事業者が応札することで事業の質が上がることや費用対効果が上がることであり、要件緩和を行うことにより逆に事業自体が非効率になることは適当ではないと考える。

以上のおおりに、本事業の特殊性からこれ以上の調達要件の緩和は困難であると考えます。

なお、本事業への参入に関心を持たせるため受託事業者の採算性を勘案し、目標件数とインセンティブ・ディスインセンティブの設定基準の再検討を行うとともに、調査説明費及び成功報酬費に係る支給基準の検討を行う。